



福岡医発第 3233 号 (地)

令和 6 年 3 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

麻しんに係る定期の予防接種の確実な実施に向けた乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン
及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの安定供給の徹底について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 6 年 1 月 23 日付福岡医発第 2668 号 (地) にてご連絡
しておりました。

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部 (局) 宛標記の事務連絡がなされ、本会に
対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、国内の麻しんの感染事例の報告を受け、麻しん含有ワクチンの需要が高まってい
ることから、麻しんの定期接種を実施している小児科等の医療機関へワクチンが優先的に供
給されるよう、卸売販売業者への対応要請等の内容についてお知らせするものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員への周知方よろ
しくお願いいたします。

なお、本事務連絡は、麻しんの定期接種実施に支障が生じているとの指摘を受け、日本医
師会より厚生労働省へ申し入れを行い、発出されたものであることを申し添えます。

記

○卸売販売業者は、定期の予防接種 (第 1 期および第 2 期) の対象者への接種機会を確保す
るため、定期接種を実施する小児科等の医療機関へのワクチンの供給を優先し、在庫量を
確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都
道府県及び市区町村と連携すること。

○卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチン
に関する在庫量等について情報提供を行い、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチ
ンの偏在が起らないように、医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給す
ること。

➤ 新規開業により納入実績がないものの、定期接種を実施しようとする医療機関等か新た

にワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮すること。

○医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、定期接種の適切な実施を優先することを踏まえ、例えば、備蓄目的や、前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めること等、必要以上に多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎むこと。

➤ ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うこと。

○今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあること。

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

麻しんに係る定期の予防接種の確実な実施に向けた乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン
及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの安定供給の徹底について

MR ワクチン及び麻しん単独ワクチンの力価が規格を下回る可能性のあるロットの自主回収による供給量減少については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの製造販売業者による自主回収への対応について」（令和 6 年 1 月 17 日付日医発第 1843 号（健Ⅱ））をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、国内の麻しんの感染事例の報告を受け、麻しん含有ワクチンの需要が高まっていることから、麻しんの定期接種を実施している小児科等の医療機関へワクチンが優先的に供給されるよう、卸売販売業者への対応要請等が記載されており、概要は下記のとおりです。

なお、本事務連絡は、麻しんの定期接種実施に支障が生じているとの指摘を受け、本会と会内予防接種・感染症危機管理対策委員会より厚生労働省へ申し入れを行い、発出されたものであることを申し添えます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

○卸売販売業者は、定期の予防接種（第 1 期および第 2 期）の対象者への接種機会を確保するため、定期接種を実施する小児科等の医療機関へのワクチンの供給を優先し、在庫量を確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都道府県及び市区町村と連携すること。

○卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチンに関する在庫量等について情報提供を行い、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起らないように、医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること。

➤ 新規開業により納入実績がないものの、定期接種を実施しようとする医療機関等が新たにワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮すること。

○医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、定期接種の適切な実施を優先することを踏まえ、例えば、備蓄目的や、前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めること等、必要以上に多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎むこと。

➤ ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うこと。

○今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあること。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 21 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しんに係る定期の予防接種の確実な実施に向けた乾燥弱毒生麻し
ん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの安定供給の
徹底について

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）等あてに事務
連絡を発出したところです。

貴殿におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとと
もに、定期接種の円滑な実施について、引き続き関係者との連携に努めていただ
きますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 21 日

各

〔	都道府県	〕
	市 町 村	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しんに係る定期の予防接種の確実な実施に向けた乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの安定供給の徹底について

今般、国内での麻しんの感染事例の報告を受け、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチン（以下「麻しん含有ワクチン」という。）の需要が高まっているところです。

現時点で、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの製造販売業者による自主回収への対応について」（令和 6 年 1 月 16 日付け感予発 0116 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長通知）の記の 2.（1）に基づき、各製造販売業者から、前年の実績と同程度を上限として継続的にワクチンが供給されておりますが、麻しん含有ワクチンの定期接種の確実な実施にあたり、安定的な供給等を図ることが重要ですので、貴管下市区町村、貴管内関係団体、関係医療機関、関係卸売販売業者等に対し、下記の点について徹底いただくよう対応をお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ワクチン産業協会あてに発出していますので申し添えます。

記

1. 卸売販売業者は、定期の予防接種（第 1 期および第 2 期）の対象者への接種機会を確保するため、定期接種を実施する小児科等の医療機関へのワクチンの供給を優先するようお願いします。また、在庫量を確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都道府県及び市町村と連携するようお願いします。

2. 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチンに関する在庫量等について情報提供を行ってください。また、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起こらないように、医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。なお、新規開業により納入実績がないものの、定期接種を実施しようとする医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。
3. 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、定期接種の適切な実施を優先することを踏まえ、例えば、備蓄目的や、前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めること等、必要以上に多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎んでください。また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行ってください。
4. 今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあります。